

# 支援費制度 Q&A

**問** 契約とはどのようなことをするのですか？

**答** 利用者は、選択した指定事業者・施設との間で、サービス利用に関して契約を結びます。また、契約が成立したときは、指定事業者・施設は利用者に対して、サービス内容、利用者負担額、サービス提供開始年月日および苦情受付窓口等を記載した書面を交付しなければなりません。(この書面は契約書とは別のものです)

**問** 事業者を選ぶ上での主なポイントは何ですか？

**答** 次のようなことに留意して事業者を決めてください。  
○利用者の意向をよく聞いてサービス利用計画を作成し、分かりやすく説明してくれる。  
○利用者の苦情、要望や、サービス利用計画の変更などにもすばやく対応してくれる。  
○事業者の都合ではなく、利用者の立場に立って、親身にサービスを提供してくれる。

**問** 居宅サービスを利用したいのですが、1つの事業者ではなく、複数の事業者と契約してもいいですか？

**答** 決定された支給量の範囲内であれば、複数の事業者と契約することができます。

**問** ホームヘルプサービスについて月50時間の支給決定を受けたのですが、今月は40時間しか利用しない予定です。残った10時間を繰り越して、来月は60時間利用できますか？

**答** 決定時間数の繰り越しや先使いはできません。支給決定量を超える利用が必要な場合は、支給量の変更申請手続きをしてください。

**問** 1人のヘルパーでは介護が困難なため、2人のヘルパー派遣を利用したいのですが、利用者負担額はどうなりますか？

**答** 障害が重く、また介護等の環境も厳しい方は、2人分ヘルパーの同時派遣が支給決定される場合があります。この場合、受給者証に記載された利用者負担額はヘルパー1人分のもので、2人からサービスを受けたときは、2倍の利用者負担額を支払うことになります。

**問** 介護保険制度と支援費制度のサービスの両方を利用できますか？

**答** 同じようなサービスを介護保険制度で利用できる場合は、支援費制度の居宅サービスは利用できません。ただし、介護保険にはない移動介護(ガイドヘルプ)や、障害者に固有のサービスは利用できます。

**問** 移動介護を2時間利用する計画にしていたのですが、体調不良で出かけられなくなり、当日になって、事業者に取り消しの連絡をしたところ、取り消し料(キャンセル料)を求められました。支払わなければならないのでしょうか？

**答** いわゆる取り消し料については、事業者との契約書や重要事項説明書の中で、あらかじめ定められ、事前に説明を受けていると思われるので、確認してください。契約書等に定められた額の範囲内で求められた取り消し料は、支払わなければならないかもしれません。デイサービスや短期入所についての取り消しの場合も同じです。なお、利用者負担額については、実際にサービスを利用した場合に算定されますので、取り消しの場合、実際にサービスを利用していないことから、負担する必要はありません。

**問** 利用時間数に応じて利用者負担額もどんどん増えるのですか？

**答** 利用者負担額が利用時間数に応じて著しく増大しないよう、1カ月あたりの上限が設けられており、受給者証の特記事項欄に記載されています。利用者は、この額を超える負担を求められることはありません。

**問** 利用者負担額以外の支払いがありますか？

**答** サービスによっては、利用者負担額とは別に入浴に係る光熱水費、給食に係る食材料費、創作的活動に係る材料費などを特定費用として、事業者が利用者から求めることができます。これら特定費用については、利用申し込みの際の、重要事項説明書に記載されていますので、確認してください。

**問** 市町村が決められた支援費の支給決定内容に不満があった時は、どうすればいいのですか？

**答** 市町村に「支給決定を知った日の翌日から60日以内」に「異議申し立て」をすることができます。

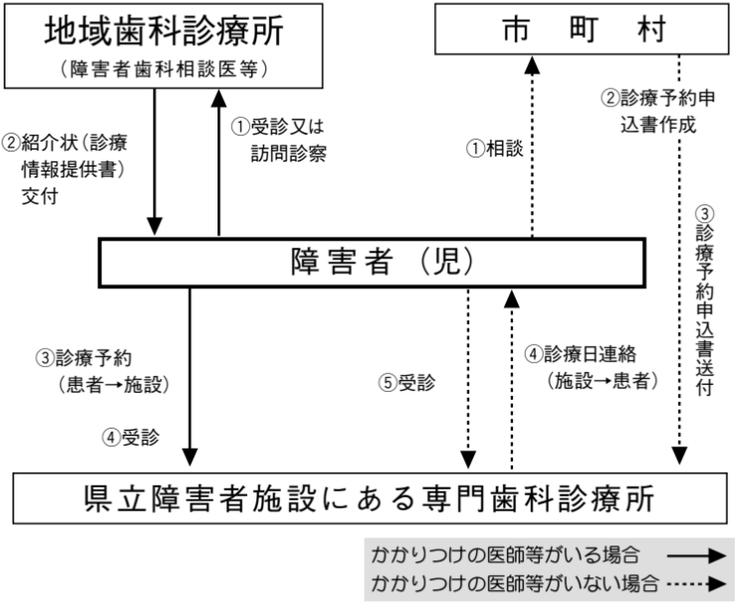


## 障害のある方々の歯科治療案内

埼玉県では、障害のある方々がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう「埼玉県障害者歯科相談医」を養成し、ほぼ全県下に配置しています。八潮市内にも4人(平成16年3月31日現在)の障害者歯科相談医がいます。

- 【障害者歯科相談医の役割】
- ①地域の障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や可能な限りの通常の歯科治療、予防処置、訪問診療および応急処置を行います。
  - ②必要に応じて県立障害者施設内にある専門歯科診療所(県立施設障害者歯科診療所)への紹介および専門歯科診療所からの受入れを行います。
  - ③障害者施設等の歯科保健・医療の推進に積極的に協力します。

【県立施設障害者歯科診療所への予約制度】  
地域の歯科診療所への受診が困難で、訪問診療も受けることができない場合には県立施設障害者歯科診療所で診察が受けられます。



かかりつけの医師等がいる場合 →  
かかりつけの医師等がない場合 - - - - -

歯の健康は全身の健康につながります。障害等のために歯科受診ができなかった方はどうぞお気軽にご相談ください。

問い合わせ 児童障害課障害福祉係 ☎453

## 「家族のつどい」のご案内

統合失調症などの精神障害者を抱えるご家族が、病気や対応について他のご家族と情報交換をし、家族同士の親睦を深めることで互いに支え合う場です。

日々の思いを話してみませんか。どうぞ、お気軽にご参加ください。

**開催日時** 11月10日・12月1日・平成17年1月5日・2月2日・3月2日(各水曜日)、午後2時～4時

**場所** 八潮市立保健センター※事前予約は不要です。

**費用** 無料

**問い合わせ** 児童障害課障害福祉係 ☎453